

国立大学法人和歌山大学学術指導取扱規程

制 定 平成18年 2月24日

法人和歌山大学規程第 474 号

最終改正 令和 6年11月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における学術指導の取扱について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「学術指導」とは、会社その他の団体からの委託を受け、本学の教職員がその教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、もって当該会社その他の団体の業務又は活動を支援するもので、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

2 この規程において、「部局」とは、本学組織規則第15条から第17条に定める各組織及び監査室、本学事務組織規程第4条に定める各課をいう。

3 この規程において、「部局長」とは、前項の各部局の長をいう。

(受入の原則)

第3条 学術指導は、原則として本学の教職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連するものと認められ、かつ、本学の業務の運営に支障がないと認められる場合に限り、これを受入れるものとする。

(受入の条件)

第4条 学術指導を受入れる場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 学術指導は、委託者が一方的に中止することはできないこと。

(2) やむを得ない理由により学術指導を中止、又はその期間を変更する場合においても、本学がその責めを負わないこと。

(3) 学術指導に係る委託料は、所定の期日までに納付すること。

(4) 納付された委託料は、原則として返還しないこと。ただし、本学において特に必要があると認めたときには、その全部又は一部を返還することがある。

2 前項に定めるもののほか、学術指導の受入に関し必要と認められる条件を付することができる。

(学術指導の申込)

第5条 学術指導の申込をしようとする者（以下「委託者」という。）は、別に定める様式例に示す必要事項を全て記載した申込書（様式任意）を、学長に提出しなければならない。

(受入の決定等)

第6条 学術指導の受入は、当該学術指導を行う教職員（以下「受託者」という。）が所属する部局長に可否の確認を行い、学長が決定する。部局長は、可否の確認に際し、疑義が生じた場合は、所属部局の議を経ることができる。また、部局長は研究担当理事及び事務局長に、受入について照会を行うことができる。

2 学長は、前項の受入を決定したときは、委託者、部局長及び契約担当役にその旨を通知するものとする。

3 契約担当役は、委託者の求めに応じ契約書の締結をすることができる。

学術指導取扱規程

(委託料の納入)

第7条 委託者は、委託料を前納しなければならない。

2 委託料は、次の各号に掲げる経費の合算額とする。

(1) 受託者の知識、ノウハウ等の提供の対価としての指導料（以下「指導料」という。）

(2) 学術指導の実施のために特に必要となる経費（以下「必要経費」という。）

(3) 学術指導の実施に関連し、指導料及び必要経費以外に必要となる経費（以下「間接経費」という。）

3 指導料の単価は、1時間につき1万円を下限とし、学術指導の内容を勘案して委託者及び本学が協議のうえ定める額に、消費税額及び地方消費税額を加えた額とする。

4 指導料及び必要経費は受託者の研究費に配分するものとする。

5 間接経費は、指導料及び必要経費の30%に相当する額とする。ただし、委託者が国等（国、特殊法人、独立行政法人、地方公共団体、大学等教育研究機関等）で、これによりがたい場合は、本学との協議の上、額を決定するものとする。

(学術指導の中止等)

第8条 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、委託者と協議のうえ、当該学術指導の中止、又はその期間等の変更を決定することができる。

2 前項に定めるもののほか、学長は、学術指導の内容が国立大学法人和歌山大学受託研究取扱規程第2条第1号に定める受託研究又は国立大学法人和歌山大学共同研究取扱規程第2条第1号に定める共同研究に該当すると認めるときは、委託者と協議のうえ、当該学術指導の中止を決定することができる。

3 前2項の手続きは、別に定める様式例に示す必要事項を全て記載した変更申込書（様式任意）により行うものとし、委託者は学術指導を中止、又はその期間等を変更する必要があるときは、当該変更申込書を学長に提出しなければならない。

4 学長は、第1項及び第2項の規定により当該学術指導の中止、又はその期間等の変更を決定した場合には、その旨を委託者、部局長及び契約担当役に通知するものとする。

5 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、速やかに委託者に対し契約上の手続きを行うものとする。

(成果の公表)

第9条 学長は、学術指導による成果の公表の時期及び方法について、必要があるときは、委託者と協議して定めるものとする。

(協力者の参加及び協力)

第10条 受託者が、学術指導の遂行上、受託者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認められた場合には、委託者の同意を得たうえで、当該受託者以外の者を協力者として学術指導に参加させ、又は協力させることができる。

(秘密の保持)

第11条 学術指導の実施にあたり受託者は、委託者より技術上及び営業上の情報を受け又は知り得た者は、その一切の情報に係る秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

(学術指導終了後の報告)

第12条 受託者は、学術指導を終了したときは、別に定める様式例に示す必要事項を全て記載した報告書（様式任意）を速やかに学長に報告を行うものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月24日から施行する。

附 則（平成18年5月10日一部改正：法人和歌山大学規程第515号）

この改正規程は、平成18年5月10日から施行し、平成18年4月28日から適用する。

附 則（平成19年11月1日一部改正：法人和歌山大学規程第687号）

この改正規程は、平成19年11月1日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1055号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1761号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2261号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日一部改正：法人和歌山大学規程第2389号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2740号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2787号）

この改正規程は、令和7年1月1日から施行する。